

昭和五二年二月一日第三種郵便物認可

発行所 社会通信社 発行人 滝野 忠

東京都千代田区飯田橋4の4の8朝日ビル401号室 電話(03)261-7079  
振替 東京0158431 労金 東京労金本店No50234

購読料 月額400円 6カ月前納制

〈もくじ〉

■巻頭言■

はげしきますます中米情勢 ..... 2

「ヤミ」「カラ」攻撃と国鉄労働運動 ..... 3

いちじるしい事実の誤認 ..... 6

◇資料と解説◇

京都府知事選で社会党左派が「反林田」になつ ..... 7

書評 久保綾三・原野人著『核問題入門』(十月社刊)

現情勢に適した好著 ..... 9

シリーズ「ソ連」脅威論の虚構⑨

ポーランド経済危機の背景 ..... 10

—ポーランド問題と反ソ論(下)—

資料 自民党国鉄調査小委員会「中間報告」(二) ..... 13

緊急号外 好評発売中

八二春闘への実践的提起

定価 四〇〇円 (郵送費含)

# 旬刊 社会通信

NO. 156

一九八二年四月二一日

一九八二年四月二一日

(毎月二日・二日・二日三回発行)

## ■ 巻頭言 ■

## はげしさますます中米情勢

アメリカの「裏庭」、カリブ海諸国、中米に民族独立解放のたたかいがわきたちはじめた。一九七九年三月グレナダ(面積三四四平方キロ、人口一〇万)、七九年七月ニカラグア(一三万平方キロ、二〇八万)で社会主義をめざす国づくりが開始された。八〇年二月エルサルバドル(二万一〇〇〇平方キロ、四六六万)で民主革命戦線(FDR、民主勢力の統一戦線組織)が、五月にはフアラブンド・マルチ民族解放戦線(FMLN、ゲリラ組織の統一)が結成。民族独立解放のたたかいが全土を覆っている。中米でもっとも「反米意識が高く、革命的伝統豊かなグアテマラ(一〇万九〇〇〇平方キロ、七二六万)でも八二年二月愛国連合グアテマラ委員会(CGUP、民主勢力の統一戦線組織)、グアテマラ国民革命連合(URNC、ゲリラ組織の統一)が結成された。国土の六〇%でゲリラ戦が展開されているとも伝えられる。『ゴリラ』にとってハチのように小さく貧しい国々である。これら「小国」が、頭のとっぺんから爪先まで武装した『ゴリラ』をキリキリ舞いさせている。キューバの精神的影響力が勇気を鼓舞しているのだ。

そして今、三流役者は「共産主義の幽霊」に脅え、「この幽霊を退治」するための「神聖な同盟」を結びうと必死である。だが、『ゴリラ』は弱くなった。いくらドラミングで威嚇してみても、ついてくる者はいなくなつた。アメリカはOAS(米州機構)の主要国カナダ、メキシコに働きかけた。だが、メキシコは(1)米国とキューバが関係改善のための対話から、具体的な政治交渉に入ること、(2)ニカラグアが米国および周辺諸国と軍事不可侵条約を締結すること、(3)エルサルバドル内戦は交渉による政治解決の道を選ぶことを、逆提案し、「神聖な同盟」に反対した。カナダも『ゴリラ』のふり上げたたごしを不安気に見つめているだけだ。『ゴリラ』の弟分のブラジルでさえ、レーガンを説教している。

「西側」の有力な構成メンバー、ヨーロッパ諸国はもつと冷淡だ。フランスはFMLNを政治勢力として認知し、ニカラグアへの武器援助を決定した。欧州議会は「米非難決議」を可決した。オランダ人記者殺害事件(政府軍の手によるものとみられる)は、アメリカの軍事援助、介入批判の炎をさらに強く、高く燃えさせたせう。ただ、わが国だけがレーガンの中米干渉政策を「高く評価」し、「経済協力援助」の強化を約束しているだけだ。

アメリカはFMLNを退治するために、ニカラグア政府軍を米国内で訓練し、フロリダに緊急展開部隊を設け、軍事顧問団を派遣し、GNPわずか一二・六億ドル(一九七九年)のエルサルバドルにすでに一億ドルの軍事援助をおこない、さらに一・六億ドルの援助と一・三五億ドルの追加援助を提案している。それにもかかわらず、FMLNの攻勢は弱まるばかりか、首都サンサルバドルにまでおよんでいる。

『ゴリラ』に残されたのは三月二八日の「総選挙」結果だけだ。まやかしの選挙によってアメリカの望む国会、政府をつくり、「合法的」に軍事介入しようというのである。このために二つの方策が講じられている。第一は昨年一二月、OASから選挙についての形式的な支持をとりつけていることであり、第二は一月一九日、エルサルバドル、ホンジュラス、コスタリカ、ベネズエラ、コロンビアを巻きこんでいわゆる「中米民主共同体」を設立していることだ。だが、この目録見も頓座の傾向が強い。グアテマラでの選挙からわずか二週間で軍事クーデタが勃発。中米はニカラグア、エルサルバドルにさらにグアテマラを巻き込んでさらにはげしく早い動きが予想される事態となりつつある。

## 「ヤミ」「カラ」攻撃と国鉄労働運動

過大宣伝、そしてねつ造

「カラスの鳴かない日はあっても……」マスコミに国鉄の記事の書かれない日はない。そのキャンペーンはまた、国鉄労働者にたいする直接・間接の攻撃に転化してきていることも事実である。各社競争してのその報道内容についてはすでに「人口に膾炙かいつしている」のでいちいちここでは取り上げないが、冒頭にその事実誤認・過大宣伝・ねつ造などについていくつかまず取り上げてみる。

その一つは、泊り勤務における入浴問題の件である、まず何よりも泊り勤務者が、工作中に支障をきたさない範囲において各人交代して入浴するという職場慣行は、官民を問わずどここの職場でもおこなわれているというのが実態であろう。これをしもヤミ勤務（賃金と言われたのでは、それこそ生きた現場を無視しており、理解を示そうとしない態度と言わざるをえない。「読売」が取り上げた大町駅構内作業者の入浴問題は、それこそ冬は零下一五度まで冷え込み、夏はびっしょり汗をかくなかでの列車・貨車の入れ換え作業のあと、それこそフロに入って体を温め、夏は汗を流してから仮眠（二二・五〇から〇二・五〇など）をとるとのことであるが、それこそ「労働安全衛生」のうえからも当然のことといわざるをえない。この現場の労使の一致点を、全国の保線作業や入換作業などでは、長い間（モノによつては百年来の）職場慣行にもなっているのに、時に作業ダイヤに組み込んだのである。それらの職場は、むしろ列車の安全運行上、正確を期すために生真面目にやったものであり、これをもヤミと言われたのでは、それこそマスコミは、「言うに事欠いて……」と不信・不満を強めている。

### 「国労頑張れ！」と私鉄

もう一つは「サンケイ」が豊田駅と私鉄の京王八王子駅とを比較し、「仕事は半分、人数は倍」という報道である。まず双方の取り扱う発着電車の本数が大きく違うのである。国鉄は五一一本扱うのにたいして、私鉄はその半分に近い二二九本である。これは安全運行上もろの業務が増えることであり、したがって人数の上で大きな違いが出てくるのは当然である。つぎにキップの販売や清算業務が、国鉄が北は北海道から南は鹿児島までのを取り扱っているのにたいして私鉄は遠くても新宿までの扱いであり、これまた業務の質と量に大きな違いがあり、当然定員数に影響してくる。まだある。入庫車（したがって車内点検等がある）の数は国鉄は五四両あるのにたいして私鉄はゼロである。その後も「サンケイ」は国労への反ばくを試みているが、ポイントが「合理化を認めた私鉄、合理化を認めない国労」ということになり、期せずして「資本の立場」を露呈した。

その他もつともよく言われているのが、国鉄は私鉄に比しハンドル時間が短いというねつ造である。国鉄は勤務が全国規模であり、したがって長距離徹夜勤務等があるので「週四八時間」の範囲のなかで毎日の（歴日）勤務時間を決めていくので、当然ハンドル時間も長短がでてくる（内達一号）。したがって長距離勤務のない私鉄との単純比較は誤りを犯すことになる。二月に開かれた国鉄問題共闘会議で、私鉄総連の田村書記長が国労を逆に激励し「私鉄との単純比較でマスコミにいろいろと書かれているが、長距離としたが

つて徹夜のある国鉄と比較するのは間違っている。国労は積極的に反ばくせよ」とハッパをかけたが、他労組のメンバーはほとんどこのパターンで国労を激励しているようである。なお国労の方からは私鉄労働者の一人平均七六時間(月)のオーバー・タイムという職場実態について支援共闘の手を差し伸べなければならぬ。

その他、甲府盆地の真夏の線路作業は、灼熱の地獄といわれ、これは現場で働いた者でなければわからない職場実態であろう、したがって一五時ごろにささやかな休憩を設けるということについて国民は理解してくれるのではないだろうか。またブルートレインの運転士たちはつねに「欠員を補充せよ。金でごまかすな」と訴え続けてきたが、当局は手当がまんしてくれと押しつけてきた。この方が安上りだからだ。この種のもの押しつけられたものであり、本来の定員補充問題にかえし協約化・制度化していかなければならぬ。以上、氷山の一角であるが、職場の「約束ごと」は、それこそその一つひとつが血(殉職)と涙と汗であがなわれたものであり、その犠牲のうえで労働条件・権利の向上が積み重ねられてきたものであるだけに、この尊い「財産」は大切にしていかなければならない。「ヤミ」だとか「悪」慣行だとか言われる筋合のものではない。

### 労働条件・権利の向上を

では、国労いかにたたかうか? まず第一に、いまある労働条件や諸権利は、つねに向上させるためにたたかわなければならぬという一大原則である。「労働条件は、労働者が人たるに値する」ためにたたかわれるからである(労基法1条1項)。今日のように情勢がきびしい時は、その労働条件や権利が最低限けずり取られないよう粘り抜いていくということである。下<sub>レ</sub>に合<sub>レ</sub>わす(今はいつせいにこの攻撃)ことはないのである。いい所・高い所をつねに目標として向上のたたかいを粘り強くおこなうということである。いわゆる「到達闘争」である。じつは労基法も、今ある諸権利は「最低のものであるから」、労使は、「その向上を図るよう努めなければならぬ」。いわんや「労働条件を低下させて(いまの行革→ヤミ・カラ攻撃…)はならない」と明記しているのである(第一条二項)。まさにいまいつせいにかけられている労働条件引き下げの攻撃は、法律違反をやっていると指弾できる。「労」も努力せよと書いてあるから、労働組合もしっかりたたかわないと実質違法行為にもなる。

以上のことは当り前のようであるが、意外とこのことが決っていないのである。今日のよういきびしい時もやはり以上のように原則言動はくり返さなければならぬ。「攻撃(要求・抵抗・反撃)は最大の防禦」である。「座して死を待つより、起つて反撃」という反マル生の合言葉を想起するが、きびしい情勢下でもこれは大原則である。そしてその結果として既得権は最低限守られていくのである。いまは、現状維持だけでも前進である。

### 説得行動にうつてよう

二つ目のたたかいは、労働者の方から一連の課題についてもつと説得の言動にうつて出ようということである。今問題になつている泊り勤務の入浴問題、私鉄との比較、現協の重大さ、国鉄の「赤字」について、到達闘争…などなどについて、すでにくどく述べた「労働条件、権利向上」の視点に立つて、労働者階級に、勤労国民に、こちらからむしろ積極的に説得行動に乗り出すべきである。とくに「赤字」の原因が、クルマ・道路資本と癒着している独占・政府の交通政策にあること、国家財政そのものが三〇%の借金を負い、

そのシワよせが国民の足国鉄にきていることなど、そして諸悪の根源はこの資本主義社会にあることも話していいのではないか。マル生闘争はそこまで（思想闘争）やったのだ。むこうは寧日なき思想攻撃をしているのだからなおさらである。ここでも基本的学習の重要性が説かれる。

### 「前向いたまま」たたかおう

三つ目はたたかひの「構え」の問題である。すでに述べてきたことの基礎にもなるが、「前を向いたまま」たたかおうということである。また、言い古されてきたが「粘り強く抵抗しよう」ということである。ヨコ向いたり、ウシロ向いたり最大の禁物である。さがるにしても「前向いたまま」「粘り強く抵抗」しなければならぬ。これなら情勢によって前に出る時に容易に前進できる。三池の総括も、向うが弱点を見せたら直ちに反撃に転じることであった。前向いたまま、すもうではないが頭をつけて、前ミツを取ったり、腕をとったり、退つても土俵際のタワラを渡り歩くぐらい粘り抜かなければならぬ。このように「過程を精一杯」たたかうことを背景に、いまある「約束ごと」「慣行など」をできるだけ協約化・制度化していかなければならない。これは階級的警戒心の具体化である。この時期、とくにこのことが重要であろう。

### 「やはり学習だな…」

四つ目のたたかひは、やはり古くして新しい課題、学習・思想闘争、物の見方考え方のいっそうの打ち鍛えである。今日のように追いつめられた時、カベにぶち当たった時の言動は、培かれた学習による物の見方が左右するし決定的となってくる。向坂逸郎先生は、ポーランド問題に関連して最後に「やはり学習だな…：ポーランドはこれが弱かった」と述懐しているがきわめて鮮烈である。追いつめられた時に、とくに幹部、活動家の判断は多くの労働者の、組織の方向づけに重大な影響をおよぼす。この時あやまれば階級的犯罪を犯したとまで言える。国労諏訪地区協では「物の見方考え方」で講座を開くと連絡があった。反マル生闘争突入のころを想起する。

### 統一闘争の発展を

最後に統一闘争の発展である。職場反合闘争を土台にたたかい続けながら、よりいっそう職場組合員とともに立ち上がるように言動し（大衆路線）、各団体との共同闘争を強化し、全国の統一闘争を目的意識的に構築していかなければならない。マル生の時は各単産、社・共・公、知識人の約三百人が全国二千カ所で交流に入り、統一戦線の萌芽とまで言われたのである。

国労も三月一七日と三月二六日に全国戦術委員長会議を開いて、討論するほどに前向きの方角付けをおこなった。内容は▽各級機関の討議の徹底、▽権利問題について①現協確認事項の一方的破棄には断固反対し協議で粘る②勤務時間中の入浴は安全衛生上確保する、▽対当局・政府交渉強化、▽国関労等各団体との共同強化、▽知識人との提携を強化するなど、職場機関の粘り強い意見を反映したものになりつつある。

国労は定員法・下山等三大事件・「冬の時代」・藤林あつせん案・分裂攻撃・安保・互斥反合、そしてマル生の諸闘争を、今日のような苦境を克服しながらたたかひ抜いてきた。今回もこのたたかう伝統によって必ず展望を切り開こう。

## いちじるしい事実の誤認

### 二四時間勤務の国鉄職場

三月十八日午前、自民党の調査団が、甲府駅に入ったことを皮切りに、自民党の国労への介入がつけつけられています。その調査団は、最初から先入観をもったものであり、多くの事実誤認が見られます。二四時間拘束される国鉄職場の実態を無視した調査にこそ問題があります。

朝八時三〇分から翌朝の八時三〇分まで、二四時間拘束の勤務。その間、四時間弱の仮眠時間があるだけ。これが、大半の国鉄職場の労働実態です。

いったん、出勤すれば、翌日まで家へは帰れないのが国鉄の職場です。しかも、交替制勤務では、四日前に勤務が確定し、世間並みの休暇さえ容易に取得できません。もともと予備の人員もなく、そのうえ、年度末退職の人員も補充されない状態ではなおさらです。ファッショ的な権利破壊

国鉄労働者といえども、家族が急病となれば休暇の申込みをします。隣家で葬式となれば休まなければなりません。このような事態を、四日も前から予想できないのは当然です。年間のうち何回かは、勤務の前日や当日、年休申込をすることは必要になります。

ところが、自民党調査団は、これをとらえて、「ポカ休」と非難します。労働者が、「予告なし」とか、「連絡なし」で休んでいるかのように発表しているのです。

実際は、休まなければならない実情をこまごまと説明して、ようやく休むのです。そんな現場の実情には一顧だにせず、問答無用式の発表は許せません。このようにファッショ的な態度で、労働基準法に定められた労働者の権利さえ抑圧することが黙認されるならば、戦時中の暗黒政治に逆行してしまいます。

### 非番の者を勤務と誤認

八時三〇分の点呼は職場でおこなわれます。当然、勤務の終わった非番者も職場に残っています。自民党調査団は、この非番者をとらえて、「助役の点呼を受ける際にも、職員は足を組んでいたり、たばこをふかしたりの状態」だということです。仕事が終わって帰宅する前に「一服」している労働者を、あたかも勤務についている者であるかのように発表しています。

夜勤あけで疲れた労働者にたいして敵意丸出しの政権政党の態度には、ただただあきれられるばかりです。

### 全労働者への攻撃

第二臨調と連動した自民党調査団の行動は、結局、労働者全体の権利を抑え込み、労働運動を弱体化させることを狙ったものです。

「管理春闘」で、労働組合をたたかわない方向へ追い込み、権利破壊で労働者を抑え込み、労働者・勤労国民を軍事大国の路線に巻きこもうとするドス黒い意図がうかがえます。

いつか来た道、戦事中の暗黒政治の再現を許したら、それは核戦争への道につながります。働くものの権利を保障し、戦争放棄を規定した平和憲法を守り、核戦争への道を拒否するために、デマや事実誤認にまどわされず今こそ連帯を強めることが問われています。

## ◆資料と解説◆

## 京都府知事選で社会党左派が「反林田」にたつ

社会党は「八三年政治決戦」を当面の最大の目標としている。一昨年  
の同時選挙での敗北がもたらした今日の現状を考えれば当然のことであ  
る。問題は「八三政治決戦」を勝ちぬく体制をどうつくるかである。か  
け声だけでは誰も信用しない。党员だつてそうだろう。行動で示さなく  
てはならない。労働者、勤労諸社会層は、つねに政治にだまされつづ  
てきた。だから、「おっしゃることはよくわかりました。社会党に投票  
します」とは絶対にならないからである。しかも、社会党はここ数年、  
信頼をかちとる行動に欠けていた。それだけに言行を一致させることが  
求められるのである。

その社会党に大会を契機に新たな胎動が生まれはじめた。馬場新書記  
長は全電通の中央委員会で「三池闘争のようにたたかおう」とあいさつ  
した。横浜では社会党左派がおす市長選候補の擁立が最後の最後まで模  
索された。そして、京都府知事選では前回の保守相乗りを反省し、「革  
新の大義」「社会党再生」をめざし「林田自民党府政」と闘う」動きが  
選挙戦とともに明らかとなった。京都総評、民主団体、共産党で組織さ  
れる「民主府政の会」と共闘し、左派の結集が模索されている。これに  
反対するのは全電通、全日通、京交、新産別の四単産だけといわれる。  
三月二三日社会党左派系有志のよびかけで、「革新府政奪還をめざす集い」  
を開く。この集会にむけた「アピール」を資料として掲載したい。

## 資料

## 革新の大義にたち社会党の再生かけ革新府政の奪還を

本来、日本社会党は、その名のように、日本において社会主義の実現を目的とする政党  
であり、社会主義を実現することによって、国民大衆の生活を物質的・文化的に保障し、  
もって究極の目的である自由・平等その他基本的人権を保障し、人間性を完全に解放する  
社会を実現しようとする政党です。

その目的を達成するために、党は労働者階級を中核とし農民・漁民・中小商工業者・知  
識層その他大多数の勤労階層を組織する必要があり、この組織化を推進するためには、党  
は議会内外において国民大衆の利益を守る日常闘争を展開し、実際の闘いをおして広範  
な国民大衆の間に指導性を確立しなければなりません。

## 革新府政奪還は社会党の至上命令

いま、京都で展開されている知事選挙に際して、我々が決起することは、党府本部第三  
九回大会で決定した「革新府政をとりもどすことは、党に課せられた当面の至上命令であ  
る」ことの具体的な実践なのであります。

もし、「反自民・反林田」を標榜して、具体的な闘いを組織せず推移するならば、党の  
指導性を問われることはもちろん、その存在価値すら問われ、党は存亡の危機をさまよう  
ことになるでありません。

われわれは党内外に満ち溢れている社会党の再生と革新の勝利を願ってやまない多くの人々の「革新の大義に生きよ」と訴える心意気を階級的、積極的に発展させ、保守との二極対立となった現状に即応して、「林田自民党政府」と闘うことを決意し、川口候補の当選を目ざして奮闘することを宣言するものであります。

#### 社会党とともに歩み、闘う労働組合の仲間みなさん

独占資本の賃金抑制策と体制的な合理化攻撃に抵抗し、八二国民春闘勝利をめざして闘っている皆さんと力強く連帯し、この度の知事選挙も共に闘ってまいりたいと思います。再び、訴えます。われわれがいま闘わなければ、京都における革新勝利の展望は開かれず、声高く叫んでも、八三年決戦も敗北に終るでありましょう。

このような決意のもとに、急拠、決起集会を行うことといたしました。

みなさん、われわれの趣旨にご賛同下さいまして、一人でも多くの同志とともに集会に参加下さるよう呼びかけるものであります。

#### よびかけ人

青柳 和愛（日本社会党船井総支部委員長） 牛尾 清（全通京都地区委員長）  
 岡本 進（動労京都地協議長） 田中 卓爾（日本社会党上京総支部書記長）  
 鳥居隆太郎（日本社会党京都府本執行委員） 中川 博（全国一般京都地本副委員長）  
 野田 勇（日本社会党京都府本執行委員） 林 繁太郎（日本社会党京都府本執行委員）  
 古島小二郎（私鉄京都地協議長） 矢谷 治良（日本社会党北桑総支部委員長）  
 谷内口浩二（全金京滋地本委員長） 吉田金一郎（日本社会党京都府本執行委員）  
 吉田 定男（全農林近畿地本特別執行委員） 吉村 享（社青同京都地本委員長）

労働組合代表、日本社会党府本部の幹部一四氏が呼びかけた「革新府政奪還をめざす集い」は緊急のとりくみにもかかわらず六〇〇人が参加。四月七日にも「集い」を開くという。三月三日の「集い」のアピール（要旨）を紹介する。

#### 資料 集会からのアピール（八二年三月二三日）

いま、政治・思想の面で右傾化・反動化の攻撃がかけられ、日常生活の面では低賃金、労働強化・合理化の攻撃がかけられ、我慢ならない怒りがこみ上げてきます。この中にあって、いま闘われている知事選に対し、我々は、組織労働者を中核に幅広い勤労市民の皆さんと共に革新府政奪還の決意を固めます。

今こそ、アメリカの要求に応じて、軍事力を増強し、核配備をすべし受け入れようとする自民党鈴木内閣に抵抗して、府民の生活を守る政府を実現しなければなりません。今こそ、農民・漁民・中小企業の心をたくせる府政を実現しなければなりません。今こそ、多くの知識人によって支えられる府政を実現しなければなりません。それ故にこそ私達は林田自民党府政の存続を許すことはできません。

本日、ここに「革新府政奪還をめざして」結果した私達は、保守との二極対立に際し、革新の統一を訴えつづけてこられた「川口ただし」さんの「憲法垂れ幕を府庁に」の合い言葉に添えて、ひとりひとりが火の玉となり、必勝を期して奮闘することを誓うものがあります。私達は訴えます。革新の大義のもとにすべての働く人々の力を結集し、勝利の日を迎えよう、と。

一九八二年三月二三日

革新府政奪還の集い参加者一同



書評 久保綾三・原野人著『核問題入門』

## 現情勢に適した好著

いま、「反核ブーム」ともいうべき事態がおこりつつある。

第一五五号で評論したように、文学者が、音楽家が、演劇人が、法律家が、科学者が、宗教者や写真家も核兵器反対を声明し、各々のやり方で反核運動に参加しつつある。われわれとしては、こうした傾向は歓迎するべきであるし、それらの人たちとともに活動する場を積極的に設定するべきであろう。

マスコミでも報道されているように、反核運動は全世界的に高揚にむかいつつある。とくに昨年秋のヨーロッパの反核運動は、その規模において史上最大のものもありあがりをもたらした。このため日本の反核運動のなかにも、いわば「バスにのりおくれるな」という風潮がなきにしもあらずが、いまのところ、まちがった方向にむかっているのではないのだから、われわれもいっしょにバスにのりつつもいっしょであろう。

ところで、戦後日本の平和運動は世界の平和運動のなかでも、一頭地ぬきんでている。ヨーロッパでは、最近になってやっと反核運動を本格的にとりくみはじめていたのであるが、日本においては、組織的活動の歴史だけでもすでに四半世紀をこえている。

その原動力は何であつたらうか。いろいろの要因を指摘することは可能であるが、その基本的要因は、日本の労働者階級、とくに社会党、総評が階級的立場にたつて平和運動を推進してきたことであろう。

平和運動の分野においても、指導部（活動家）の姿勢が、運動のひろがり、持続性、組織性を決定づけている。指導部が、ものごとを階級的にとらえることができるか、どうかによって、運動の強弱、盛衰もきまってしまうのである。

先般発行された、久保綾三、原野人著「核問題入門」（十月社刊）は、核問題をどう階級的にとらえ、どの方向に運動化していかなければならないか、を説いている。

「反核ブーム」を、階級的な大衆運動に強化、発展させるためがんばっている職場、地域の活動家はぜひ読んでほしい。

両著者とも核問題を多年にわたつて研究をつづけてきた専門家であり、各地での学習会にもひんばんに出かけており、現在の情勢にもっとも適した入門書となっている。とっつきにくい専門用語も出てくるが、そのほとんどがマスコミにも登場してくるものであり、日頃のマスコミのデマ宣伝を見破っていくためにも、一読しておく必要があるだろう。

（十月社刊、定価二二〇〇円）

岩井章・灰原茂雄編著

残部僅少

# 反撃への道

定価 一五〇〇円（〒二五〇円）

## シリーズ 「ソ連脅威論」の虚構⑨ ポーランド経済危機の背景

ポーランド問題と反ソ論(下)

ソ連は「安く買い、高く売る」か？

第三に、ポーランド経済の危機の背景に「ソ連の収奪」があるという反ソ攻撃がある。この謀略的な反ソ攻撃を理論的に裏付けようとする試みは、一九五九年にアメリカの経済学者メンデルスハウゼンが発表した論文がきっかけであった。彼は、ソ連と東欧の貿易について、もっともらしい統計をまとめ、ソ連は「安く買い、高く売る」という方法で東欧を収奪しているという報告をした。当時の東西関係の緊張下で、この報告は反ソ攻撃の中心の一つにすえられ、アメリカの高官たちは大々的に宣伝してまわった。

### ① 破産した「貿易価格による収奪説」

しかし、この報告にたいする反論は次々と現われた。ホルツマン、アブラモフなどの経済学者は、ソ連と東欧間の貿易を慎重に検討した結果、事実はまったく逆で、ソ連は東欧との貿易で収奪どころか、明らかに損をしている場合が多いことを報告した。この後、コモコン体制内の貿易実態の統計が容易に入手できるようになり、事実関係に結着がつき、メンデルスハウゼンの粗雑な反共攻撃を信用するものはなくなってきた。

現在、ソ連から東欧への最重要輸出品である石油の価格についても、アメリカの経済学者シャヴァンスは、公開されていないこの価格に詳しく調査した結果、やはりソ連が東欧に国際価格より二・五割安く輸出していると断定している。この調査結果はブルガリアが安く入手したソ連産石油を国際価格で西側に転売し、外貨を獲得しているという事実の裏付けにもなっている。

ポーランドがらみの「収奪説」には、反ソ屋が昔から引用する代表的なものがある。「一九五〇年代から六〇年代にかけて、ポーランドの石炭が国際価格より安くソ連に売られた」というものである。

この頃ポーランドの石炭が国際価格より安くソ連や東欧諸国に取り引きされたは事実である。しかし、かんたんにいえば、これは当時のコモコン貿易のほとんどが、安い国内価格で取り引きされていたからであり、ポーランドも安い輸入価格の恩恵を受けていたのは間違いないことである。もちろん、現在はこの価格制度の問題点が指摘され、コモコン体制内の貿易価格は国際価格に準じたものには正されている。

「収奪説」の背景となっている貿易価格の問題について、日本でのソ連経済の権威者の一人、野々村一雄氏は、その著作「コモコン体制」で次のようにまとめている。

「ソ連は外国貿易によって東欧諸国を搾取しているどころか、逆に大きな負担を背負い込んでいるとさえいえる。(中略)メンデルスハウゼンおよびその亜流が実証的な分析にみせかけて、実はもっともイデオロギー的な、しかも根拠のない非難をコモコン体制およびソ連にあびせかけている」と。

### ② 東欧はソ連の利益に従属させられている？

「貿易価格による収奪説」のほかにも、ポーランドがらみで、幼稚で悪意のある「収奪説」がある。「穀物、肉類、石炭などがソ連国内の不足を補うために半強制的にソ連に輸出されている」という俗説である。この俗説の延長線上に「現在のポーランドの経済危機は

このためである」という虚構がある。

穀物は、戦後一貫してソ連がポーランドに輸出している。一九七五年のようにソ連が悪天候で戦後最大の不作となった年ですら、ポーランド向けの輸出はおこなわれた。一昨年、経済危機が始まってからは、穀物輸出の契約はくり上げて達成され、契約外に六〇万トンの穀物が引き渡された。

戦後、飛躍的に畜産業が発展したポーランドでは、肉類は重要な輸出品であった。しかし、ソ連も世界有数の食肉生産国に発展しているので、輸入といっても恒常的なものではなく、ソ連向けのポーランド食肉輸出量は過去十年間の平均でその生産量の一%以下である（一九七九年からは実績なし）。経済危機が始まってからは緊急用に数万トンがポーランドに提供されている。

石炭は、ポーランドがもつとも恵まれている資源であり、重要な輸出品である。しかし、ソ連も産炭量五億トン以上（世界一）の産炭国で、豊富な石油、天然ガスにも恵まれているので、ポーランドからの石炭の輸入が不可欠という状況とはほど遠い。ソ連への石炭輸出は、どちらかといえば、恒常的な「ポーランドの輸入超過」という貿易収支のアンバランスを解決するための政策的なソ連の輸入といった傾向がみられる。事実、昨年度ポーランドが輸出した石炭を、ソ連から輸入した石油に換算すると二割程度しかならず、ポーランドはこの点でも明らかに利益を得ているということがはっきりしている。

このように、幼稚であるが、悪意に満ちたこれらの「収奪説」はいずれもまったく根拠のないデマであることがはっきりとしている。

### 「ソ連の内政干渉・介入」はウソ

第四に、現在、反ソ攻撃の中心テーマとなった「ソ連の内政干渉、介入」についての反論を進めてみよう。

(1) ポーランドは自主的にモデルをソ連に求めた

戦後解放されたポーランドが社会主義化のモデルをソ連に求めたのは事実である。それは、

(2) 現実に存在する社会主義国のモデルはソ連だけだった。

(3) 反共的な経済封鎖の包囲網にかこまれて、ソ連以外の援助、協力が得られなかったなどの理由からである。しかし、このモデルの選択はソ連が強制したものではない。他の東欧諸国と違って、ポーランド領内でのレーニン、スターリンの銅像の建立すら許さなかったほど民族的なプライドの高いポーランドであったから、モデルの選択は国内で早くから討論がくりかえされていた。

このモデル選択に全面的に反対した勢力は、ロンドン亡命政権から新政権に参加した共グループである。その中心人物ミコワイチク（元首相）は戦前の農民党のリーダーで、亡命したポーランド有産階級と西側の強力な支援を背景に、ソ連に徹底的に対抗し、社会主義的政策の一切をぶちこわし、戦前の反ソ体制を再現するために投入された人物であった。彼は農地改革で土地を入手した農民に「ポリシェヴィキによる農地の集団化の脅威」をささやき、無神論におびえるカトリック教会、わずかに生き残った有産階級と手を組み、陰惨な白色テロルを続けた一部の兇暴なAK系バルチザンを反革命の実力部隊として指導して、あらゆる手段で抵抗した。

ポーランド労働者党を中心とする革新勢力は民主ブロックを結成して対抗し「戦前の反ソ軍事独裁体制の再現を許さず、社会主義建設を進める」ことの必要性を訴えた。一九四

六年の総選挙は民主ブロックの圧勝（支持率八〇％）となり、モデル選択の論争は決着がついた。ミコワイチからは再び西側に亡命し、「ソ連の干渉・介入」のデマ宣伝に専念した。AK系の白色テロルは一九四九年まで続いた。三千名以上のテロ犠牲者はポーランドの再建に欠かせない貴重な民主ブロックの指導者や中堅幹部であった。

このような経過の後、国土復興計画ではじめていわゆる「ソ連型」が採用された。また、当時の緊急課題だった戦災で壊滅した基幹工場の再建や、ノヴァ・フタ製作所のような新規の大型プロジェクトの建設にも、ソ連の経済的、技術的援助は不可欠であったから、ソ連の影響は当然大きなものとなった。

## ② 困難のなかくの援助

「終戦の年ですら餓死者が出た」といわれるほど甚大な戦災を受けたソ連は、有償、無償の援助をこの国の再建に注ぎ込んだ。経済顧問団や技術者達も投入された。また、一兵士として多数のポーランドの若者とともに十月革命に参加し、そのまま赤軍に残って昇進し、ポーランド解放戦を自ら指揮したロコソフスキー將軍も多数の仲間とともに帰国し祖国の復興に協力した。

こうして、あらゆる面で受けたソ連の大きな支援、協力なくしては、戦後のポーランドの急速な復興はなかったといっても過言でなく、このような条件でポーランドが受けたソ連の影響を「干渉・介入」と決めつけることができないのは当然である。

## ③ 経済危機はポーランド社会主義建設の失敗

一九五〇年代の半ばすぎから、東欧諸国はいわゆる「ソ連型」経済に自主的な改革を試みていった。その結果、東独、ハンガリーのように経済運営が成功している国、ポーランド、ルーマニアのように混乱や困難に直面している国が生じた。これらの成否の一つひとつがソ連の「干渉・介入」とまったく無縁であることはもちろんである。

ポーランドにかぎっていえば、今日の混乱をもたらしたのは、西側の派手な消費経済にあおられて、西側の資金、貿易にウエイトをかけた過大な設備投資による高度成長経済成長を選択し、西側のインフレの影響から逃れえなかったこと、農業の社会化、近代化がいちじるしく立ち遅れて、農業の衰退（一九七三年より農業生産の減少＝食糧不足）をもたらしたことに起因することは、多数の反ソ、反共的でない客観的な報告によっても知ることができる。

おそらくは、生活苦からくる切実な要求でスタートしたであろう「連帯」の活動も、その身近な成果である「労働時間の短縮、賃上げ」によって「生産の停滞、過剰な需要」をさらに助長し混乱の悲劇の主役になっただけであった。

日本の東欧貿易の実務的な第一人者である小川和男氏（ソ連・東欧貿易会調査部長）もエコノミスト（二月二日号）で次のように述べている。

「東欧とは、西欧がそうであるのと同じように、多様な地域であり、ソ連型社会主義に一樣に縛られた地域ではない。それどころか、国によって異なる独自のシステムが現実についている地域である。ポーランド自体がそうした特性をもっとも強く堅持していることは、必要不可欠の食料品小売価格の引上げも実現出来なかった弱体な党と政府の存在、農民の八割が個人農、国民の九割が熱心なカトリック信者、外国への旅行の自由などみれば明らかである。ソ連のコントロールがもし強制されていれば、ポーランドの対外債務が国を破産に導くほど膨脹することはなかったであろう。」

（つづく）

## 国鉄再建に関する小委員会「中間報告」(二)

### ④ 年休問題

○ 国鉄では、特定日に年休申込が集中する場合には、業務に支障をきたす状態になるので、管理者は、その調整に苦慮することが多い。この場合、時季変更権を行使することによって勤務割をやれば済むわけであるが、組合を恐れるあまりこれらの権利を行使せず、その結果として管理者が下位職代務に入ったり業務量を削減したりすることになる。

ひどい職場では、あらかじめ何人かの管理者を下位職代務に予定しておく場合がある。

○ また、勤務の当日になって突然に休む者をポカ休という。

ポカ休は、経営者に時季変更権を行使するいとまを与えないものであり、年休権の濫用であり、したがって、原則として、これに対してはズル休みとして賃金カットをしなければならぬが、組合の抵抗を恐れるあまり、ポカ休を通常の年休で処理していることにより職員を甘やかすことになっている場合がある。

ポカ休の解決策としては、該当者の呼び出し、賃金カット、昇給停止等があると考えられるが、ほとんど有効に行われていない。

○ 国鉄の現場は、徹夜での仕事が多いため、一日交替制勤務が多いが、このような場合には出番の日に一日年休を取ると翌日は本来非番にあたるため、出て来ても仕事のないケースが多い。

タクシー業など同様の事情があるが、この場合、年休は二日単位で取らせているケースがほとんどである。しかしながら国鉄では、必ずしもそのような取扱いになっていないため稼働率が低下することになる。

### ⑤ 昇給管理

○ 現場管理者が、職場秩序を維持するために使いうる最も有力な手段の一つが昇給管理である。成績優秀な職員は、他の職員よりも多く昇給させることができる。これを抜擢昇給という。

また、成績不良の職員については、昇給のカットも可能である。

○ ところが実際には、抜擢昇給はほとんど輪番制になっており、本来の機能を果たしていないし、また昇給カットは極く僅かしか適用になっていない。

○ このような現状の背後には、組合が昇給管理に介入し、トラブルを恐れる現場長が組合と談合の上文句の出ないように決めているという実態がある。

○ これらの適用のためには、管理者は、日常から部下職員個人の勤務状況を個人別に把握しておく必要があるが、現状では不十分である。

### ⑥ 処分問題

○ 処分は、生産性運動の失敗以来完全に形骸化しており、たとえば、春闘などの処分は、ほとんど訓告、嚴重注意などの名目的なものであり、そのような処分さえも

## ⑦ 一般職員の考え方

通告と実際の発令との間に段落しなどの軽減措置がおこなわれている。  
 ○ 以上、労使関係の問題点を列挙してきたが、国鉄職員の大部分は、列車を安全正確に動かすことに誇りを持ち、真面目に働いて平和に暮らしたいと考えていると思われる。

ところが彼等が現在の職場の雰囲気なかで、自らの気持を素直に出せないのは、組織的統制の故である。ストを批判し、生産性向上を肯定すれば村八分にされ、大変なイヤガラセを受けることになる。

これらの課題は、これらの善良なる多くの職員の意思をいかに顕在化させ、業務に反映させていくか、ということにつきる。

## ② このような労使関係に陥った原因

国鉄の管理体制がこのように弱体化し、労使関係をひずんだものにするきっかけを提供したのは、先ず生産性運動の中止とその事後処理の失敗であり、更に続いてスト権ストに対する二〇二億円の損害賠償の取扱いであると考えられる。

この二つの連続した動きの中で現在の国鉄の労使関係が形成されて来たと考えて良いと思われる。そこで当小委員会では、生産性運動の軌跡を探るべく、当時先頭に立って運動推進に邁進した各級七人の幹部に話を聴き、更に二〇二億円裁判の経緯については、国鉄の訴訟責任者から事情を聴取した。

## ① 生産性運動の中止と事後処理の誤り

## ⑦ 生産性運動の中止

生産性教育が始まるのは、昭和四十四年十一月からであるが、昭和四十四年は、まさに一つの転換期を為す年であった。四十四年には再建促進特別措置法が成立し、第一次の再建計画が発足した年である。

それより前、四十三年十月のダイヤ改正の大きな目玉であったEL、DL一人乗務に反対する組合は、四十三年二月、三月、九月とくり返しストライキ、順法闘争を行った。そして四十三年七月には現場協議制が発足した。

EL、DL一人乗務は、四十四年十一月に決着したものの、これをめぐって大ストライキが四十四年五月、九月、十月に行われるなど騒然とした時期であった。

こういう転換期の混乱の中で、闘争至上主義についていけない職員の中には、新しい指導理念を希求する意識がようやくあったと思われる。

生産性運動はこういう中で始まった。労使が協力して生産性をあげ、その成果は公正に配分するという理念は極めて新鮮であり、運動は多くの共感を呼び起し急速に拡大していった。民間企業が今日の労使関係を築くために通り抜けてきた道を国鉄も通ろうとしたわけである。

唯、民間企業と異り、国鉄は国家権力であるというイメージが国民の中にあつたし、更には高度成長の直中<sup>たなか</sup>にあつて、労働者の要求に対し、より好意的なムードがあつたこともあり、反体制労働組合の持つ特異性が国民には理解されなかつた面もあつた。

国民は、将来における健全性よりも眼前における紛争回避をのぞみ、しかも「弱

い(？)「労働者の代表である組合には、より好意的であった。このような中で、一部の不当労働行為が明るみに出るに及び磯崎総裁が国会で陳謝するとともに、生産性運動の中止を決定した。運動の中止は経営者に対する職員の不信任を招き管理者の間に計り知れない傷跡を残した。

然し、生産性運動失敗の真の影響は、中止の時点で一気に顕われたのではなく、その後の紛争処理、労使問題の取扱いの中で、労政指導の誤りの結果として次々と拡大されてきたものである。

#### ① 紛争対策に端を発する人事介入

生産性運動を中止し、当局が陳謝したため、全国各地では組合の主張により、責任者の処分、左遷などの人事面における介入が行われた。一般職員に対しても運動推進者に対するイヤガラセ、村八分、暴行などが相次いだ。

このような中で、本社・管理局の指導者は、当局の指示に協力した管理者、職員に対し全く支援の手を差し控えてやらなかった。従って敗戦の責任は、そのような管理者や職員のみがかぶり、いわゆる本社採用学士達は、口を拭って転進したという印象を強く職員に与え、職場管理者達の根深い不信任がここに生れた。

一方で組合は、人事権に容喙することとなり、次第に幹部人事にまで口を出し、組合に嫌われると損をする、あるいは飛ばされるといふ空気が管理者全体の中にも定着することとなった。ここに最大の問題がある。

#### ② 処分の放棄

この間、違法スト及び秩序紊乱に対する処分は、大巾に後退した。

この傾向は、今日でも基本的には変わっていない。

組合のストライキを極端に恐れたのがその原因ではないかと思われるが、結果としてはすべての基本にあるべき遵法精神、ルールを守る心が全職員の心から色あせてゆき、幹部職員すら、労働問題処理という名の下に労使の関係は「超法規的扱い」が当然であると考えようになった。

スト、処分、ストの悪循環を断つという名目の下で行われた処分の放棄は、組合側の責任感と自律心を呼び起すことはなく、ただ、管理者及び真面目な職員の無力感を拡大することになったが、この背景には、国鉄独自の弁明弁護協定があることを見逃せない。処分の通知から発令の間には本人及び弁護人の弁明弁護のチャンスを与えなければならぬことになっており、処分数が多い場合、これが実務を著しく複雑なものとしていると同時に処分権の事実上の放棄が行われる口実を与えていると思われる。ただ、この場合でもいかにして、この障害をのりこえてルールを守るかに努力せず、唯逃避する形でことを処理した責任は、小さくない。

処分の放棄は、心の問題のみならず、組合を財政的に大きく援けることになり、この結果、彼我の勢力バランスはますます組合に有利となった。

#### ③ 刑事犯の再採用

○ このような動きの中で、最も決定的なのは、刑事犯の再採用である。管理者、他組合員に対する傷害等で有罪となった為、免職となった者を次々と再採用したのがそれであるが、再採用の動機は、合理化の促進の為の取り引きであると聞いて

いる。

○ 刑事犯の再採用は、逆境の中で頑張っていた管理者及び真面目な職員に対する決定的な打撃となった。彼等の目には、このことはまさに信賞必罰の完全放棄と映ったに相違なく、国鉄経営者の責任は極めて重いと云わざるをえない。

○ 最近数年（二〜三年）においては、世論の厳しさもあって再採用は行われなくなっているが、この件は真面目な職員を絶望させ、日和見をしていた者に対しては、国労、動労など組合側の絶対的な力を誇示する効果をもたらし、多数の中間的職員、管理者を公然たる癒着体制に押しやる結果になった。

○ 更にいえば、多数の再採用により、組合の財政はまさに膨大な負担をまぬがれる結果となっている。

② 二〇二億円裁判

① このように国労、動労など組合側の力が著しく強化され、当局が後退する中で、組合は次第に自らの力を過信するに至った。その結果が具体的な形となって顕われたのが、スト権ストである。

五十年十一月末〜十二月初の八日間に亘って実施されたスト権ストは、まさにその本質を露呈したものである。口では民主主義を唱え、民主主義国家の中における法の保護を最大限に享受する一方で、一旦自らの要求が通らないとなると、国民を犠牲にしても、平然として法を踏みじり、実力で要求を押し通そうとする行為は、多くの国民の怒りを買うことになった。このことは、国鉄当局の規定ルールに拘りない度を越えた譲歩が、組合に国法といえども同じ手段で突破できるという幻影を与えた結果であるということができる。これを境として、国労、動労に対する世間の見方は急速に批判へと方向転換していくことになった。

① 二〇二億円訴訟は、端的に言って、国鉄の自発的意思によってではなく、この様な国民の批判の高まりを背負った我が党の強い要請によって提起されたものであった。

したがって、訴訟の経緯を見ても原告である国鉄が訴訟の促進に決して熱心でなかったことが一目瞭然である。

たとえば、過去六年間に口答弁論は二十二回行われているが、平均的インターバルは約三ヶ月半に一回程度であり、一般的民事裁判に較べて明らかに長すぎる。

また、現在争点となっている、いわゆる「運行可能論」は、一口でいえば「スト期間中でも拠点に指定されていない職場もあり、これ等の職場の動力車乗務員や列車乗務員及び管理職によって相当程度の列車を運行することは可能だったはずである。従って、運行できたはずの列車の収入相当分は二〇二億円から差引くべきである」という趣旨のものであるが、これは戸締りが悪くて泥棒に入られたのだから泥棒に責任はないというような非常識な議論であり、公平ないし良識の見地からいって全く問題にならない。

従って国鉄がもし訴訟を促進する立場であるならば、反論するとしても総論的反論を加えれば充分というのが法律専門家の一致した意見である。然るに五十六年二月時点において国鉄本社労働課長がいつているように（鉄労資料）、国労の提起し



た三十線区中、少くとも十七線区については具体的反論を加えていく必要があるという姿勢を国鉄当局は取って来た。

これは明らかに訴訟の遅延を図ろうという姿勢であり、巷間伝えられた如く、当局が運行可能論に反論を加える代りに国労は合理化の促進に協力するという取引が両者の間に行われた可能性を強く示唆する。

我が党としては、この様な動きに対し、二月十日の口頭弁論に先立って、運行可能論については、各線区の具体的事実についての反論を一切行わず、一刻も早く運行可能論に終止符を打ち訴訟を促進するよう要望した。

その結果、二月十日においては、当局は「一応」運行可能論についての反論を終えることを明らかにしたものの、次回六月一日に、もし組合側から更に意見が出されれば、その時点で判断する含みを残している。

当小委員会においては、第三回の審議において当局側の運行可能論打ち切りに対する決意の確認及び第一審の結審時期についての見通しを明らかにするよう強く求めたが、国鉄当局は遂に態度を鮮明にしなかった。この点については、六月一日に向けて充分注目をしていく必要がある。

② 二〇二億円訴訟についての基本的かつ重要な問題点は、従来の国鉄当局が二〇二億円訴訟を労使関係の一要素として捉えていることである。この考え方に立つと、二〇二億円訴訟は国鉄の労使関係を改善する限度において意義があるということになる。従って、三十五万人体制の達成の為に国労、動労の協力が得られるならば、訴訟を遅延し、あるいは取り下げてもかまわないことになる。

これは極めて誤った考え方であるといわざるをえない。何故ならば、二〇二億円訴訟は労使の問題ではなく、法と秩序の問題だからである。公労法で禁止されているスト権を、実力により奪取しようとした行為は、いわば暴力革命思想の発露であり、民主主義の否定である。従って、違法行為の責任を追求する為の二〇二億円裁判は、正義の為の訴訟であり、いやしくも取引すべきものではない。

国鉄の全職員がこの動きを注視しているわけであり、この件の扱いかんによっては、筋を通し、ルールを守らねばならないという基本的思想が、決定的に崩壊する危険性を持っている。すなわち、二〇二億円訴訟を引き延ばし、あるいは取り下げれば、その結果は生産性運動の中止と同じ性格の後遺症を残すことになる。

逆に、二〇二億円訴訟が当局側の勝訴になれば、今までいやがらせを恐れて沈黙していた多数の真面目な職員の意見が、国労、動労の改革を求めて顕在化していくことは必至である。

既に六年を経て、管理者や真面目な職員の中には、当局の二〇二億円訴訟推進の意思について強い疑念を抱くものが多くなってきているが、このような空気が、結局職場の荒廃を生むことになる。今こそ、訴訟を全力で推進することが、まさに何より必要である。さらに加えて、この訴訟を放置することは、それだけ赤字が増大することになり、その負担を国民に回すことになる。違法ストのツケを違法行為者自らが支払うか、それとも被害者である国民が支払うかが、この訴訟にかかっているのである。

### 三、今後の進め方と報告の方向

今まで、八回にわたる審議を通じて、以上のことが明らかになった。小委員会としては、今後三月上・中旬を通じ、

- ① 重点職場（一七四）の管理者に対してアンケート調査を行い、現場の実態と管理者の意識を更に深く把握する。
  - ② 鉄労をはじめとする各組合から意見を聴取する。
  - ③ 国鉄当局に対して職場規律是正についての具体策と、その目標期限を明らかにさせることとし、その後、三月二十日以降、適宜、委員自らが現場に立入り調査を行うことを通じて、国鉄の職場の実体を体得し、これ等の全てに基づいて、四月上旬に国鉄の労使問題についての当小委員会の見解をまとめて行くこととした。
- この見解を出すにあたっての基本となるポイントは、凡そ次の三点であると考えている。

#### (1) 管理体制の強化

職場規律を回復し、労使関係を矯正基本は、管理権の適正な行使と信賞必罰の励行にあるが、その為には管理者が一体となることが不可欠である。現在のように管理者が、局、本社に対して不信任を持つような事態は厳にいましめねばならない。

その為には、本社・管理局の経営姿勢を不動のものとするのが肝要であり、従来の如く、人事等経営の根幹にまで組合の容喙を許し、取引によって全てを決しようとする姿勢を、本社から先ず改めることが先決である。

故に、国鉄の管理体制の早急な確立を期す必要がある。

#### (2) ヤミ協定の破棄、悪慣行の是正等

職場に於ける悪慣行は、早急に徹底した調査を行い、全面的に是正する。ヤミ協定は現場長の権限を越えるものであり、当然無効であるから、内容を把握したら直ちに無効であることを宣言し、破棄する。

#### (3) 二〇二億円裁判の促進

六月一日の口答弁論に於て、運行可能論を打ち切り、全力を挙げて訴訟を促進させる。

## ◇ 編集部から ◇

▽八二春闘はヤマ場にかかりつつある。JC回答は四月八日、交通ストが一三日からと決まった。一万三〇〇〇円が攻防の焦点といわれる。これだけ生活破壊がつづいているときである。いかげんに資本に馬鹿にされる春闘に終止符をうたねばならない。

▽全金、私鉄の二単産は賃闘連絡会議に勇躍参加を申し込んだが、正式加盟は認められなかった。七単産は準備会参加をこれまた勇躍申請したが、棚上げされた。総評はここまで同盟にすら馬鹿にされている。総評よ、眼をさませ。傘下労働者に耳をかせ。

▽国労攻撃がつづいている。体制的な攻撃だ。読者諸氏よりの国労の仲間へのはげましをぜひ投稿していただきたい。